

「令和7年8月10日からの大雨」により被災された皆様へ

修理を依頼する前にちょっとお待ちください！

被災した住宅の修理を支援する応急修理制度があります！

○災害救助法に基づく「住宅の応急修理」とは

災害のため住家被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、市町村が応急的な修理を行い（市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようにするものです。

○対象者（いずれにも該当）

- 1 「大規模半壊」「中規模半壊」の住家被害を受けた世帯又は、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。
- 2 そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること。
- 3 応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。

※全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象になります。

○基準額

- 1 世帯あたりの限度額は以下のとおりです。

- | | |
|----------------------------------|--------------------|
| (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯 | 739,000 円以内（消費税込み） |
| (2) 準半壊の被害を受けた世帯 | 358,000 円以内（消費税込み） |

※ 1 同じ住宅に 2 以上の世帯が同居している場合は 1 世帯当たりの額以内になります。

○応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- (1) 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 内装に関するものは原則として対象となりません。
- (3) 家電製品は対象外です。

※別紙1の「住宅の応急修理にかかる工事例」を参照してください。

○手続きの流れ

下記の窓口でお申込みください。

※別紙2の「災害救助法に基づく応急修理フロー図」を参照してください。

○申込時に提出していただく書類

- (1) 住宅の応急修理申込書
- (2) 住宅の被害状況に関する申出書
- (3) 罹災証明書
- (4) **施工前の被害状況が分かる写真**
- (5) 修理見積書
- (6) その他市町村が求める書類

修理業者に代金を支払ってしまうと
この制度は利用できません。事前に
下記の窓口にご相談ください！！

カメラがない場合は、スマホで構い
ません。必ず修理前の写真を撮影し
てください！！
(別紙2裏面をご参照ください。)

○応急修理期間中における応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）等の使用

応急修理期間中に賃貸型応急住宅等を使用することができます。

- (1) 対象者は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、半壊以上で自らの住居に居住できず他の住まいの確保が困難な者となります。
- (2) 賃貸型応急住宅の入居期間は原則6か月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去する必要があります。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。

※手続きについては、下記の窓口でご相談ください。

○借家の取扱い

借家は一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を確保できない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行うことができる場合がありますので下記窓口にご相談ください。

※この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。

【問い合わせ先】

宇城市 土木部 都市整備課

電話：0964-32-1694